

さいたま市プール維持管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、プールの水質等に起因する健康被害を防止するためプールの水質基準及び維持管理基準等の必要な事項を定めるとともに、プールの開設者の責務を明確にすることにより公衆衛生とプールの安全の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱を適用する「プール」とは、水槽を設けて水を溜め多数人に水泳させる施設のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校及び同法第124条に規定する専修学校に設置されている施設を除き、水の容量がおおむね100m³以上のものとする(以下「プール」とする。)が、子どもが多数利用するプールについては、この要綱に準じて管理するものとする。

- 2 「開設者」とは、本条で定義するプールを開設しようとする者及びすでにプールを運営している者(季節プールを含む)をいう。
- 3 「管理責任者」とは、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる者をいう。
- 4 「衛生管理者」とは、プールの衛生及び管理の実務を担当する者をいう。

(プールの開設者の責務)

第3条 プールの開設者は、本要綱を遵守するとともに、要綱に定めのないものについては「遊泳用プールの衛生基準」(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知)、「プールの安全標準指針」(平成19年3月29日付け文部科学省スポーツ・青少年局長、国土交通省都市・地域整備局長連名通知)及び関連法令等を参考に、プールの開設者の責任においてプールを適切に管理し衛生および安全の確保を図ること。

(開設届等及び事前確認)

第4条 開設者は、様式第1号の開設届によりプールを開設しようとする日の30日前までに保健所長に届け出なければならない。ただし、この要綱が施行される前に、すでにプールを運営している者(季節プールを含む。)を除く。

- 2 開設者は、構造設備に関する事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに、又その他の記載事項を変更しようとするときは、変更後速やかに、様式第2号の変更届により保健所長に届け出なければならない。
- 3 開設者は、プールを開設する期間内において引き続き1ヶ月以上当該プールを休場、もしくは休場後再開し、又は廃止したときは、様式第3号の休場・再開・廃止届により、事由の生じた日から10日以内に保健所長へ届け出なければならない。なお、季節プールに関しては、開設届に記載した期間に変更がない場合、廃止届は要しない。
- 4 保健所長は、第1項及び第2項の変更届のうち構造設備に係る届出があった時は、その内容が第8条の規定に適合するための対策を講じていることを確認するために、立入調査を実施し、当該プールの開設者及び関係者からの聴取、関係書類の閲覧及び開設届又は変更届に基づく施設の確認を行うものとする。
- 5 保健所長は、前項の規定による確認の結果、第8条の規定に適合しない事項を認めたときは、開設者に不適事項の改善について指導するものとする。

(地位の承継)

第4条の2 開設者がプール営業を譲渡し、又は開設者について相続、合併若しくは分割（当該プール営業を承継させるものに限る。）があったときは、開設者の地位を承継した者は、速やかに様式第3号の2のプール開設者地位承継届により保健所長に届け出なければならない。

(報告等)

第5条 開設者は、プールの水質等に起因する疾病等が発生した場合またはその疑いがある場合は、その事実を知った日から直ちに保健所長に連絡するとともに、3日以内に様式第4号の疾病等発生報告書により保健所長に報告すること。また、プール内での事故発生時には迅速に関係機関に通報を行い、適切な対応を図るとともに、事故発生から3日以内に同様式で保健所長に報告すること。

- 2 開設者は、水質検査結果について、様式第5号のプール水水質検査結果報告書により保健所長に報告すること。水質検査の報告の頻度、検査の頻度及び項目については別表のとおりとする。ただし、官公庁等の訓練用プールで一般に開放していない施設については、その報告を要しない。
- 3 開設者は、プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。

(届出後の監視等)

第6条 保健所長は、監視計画を毎年度作成し、監視指導を行うものとする。

- 2 監視指導の実施は、開設者及び関係者からの管理状況の聴取及び関係書類の閲覧等により、公衆衛生の確保及び施設の安全な管理がなされているか否かを確認する。
- 3 保健所長は、前項の規定による監視の結果、第8条の規定に適合しない事項を認めたときは、開設者に不適事項の改善について指導するものとする。

(水質基準及び水質検査方法)

第7条 水質基準及び検査方法

1 水質基準

- (1) 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- (2) 濁度は、2度以下であること。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
- (4) 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。
- (5) 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。
- (6) 大腸菌は検出されないこと。
- (7) 一般細菌数は、200CFU/mL以下であること。
- (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。
- (9) レジオネラ属菌は、10CFU/100mL未満であること。

2 水質基準に係る検査方法

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌数及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塙素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（D P D法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。
- (4) レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

3 その他

- (1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、第1項の(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに定める基準を適用すること。
- (2) 海水又は温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清潔度を保つことができる場合には、第1項の(4)及び(5)に定める基準は適用しなくても差し支えないこと。また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、第1項の(1)から(5)まで、(7)及び(8)に定める基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

（維持管理基準等）

第8条 開設者が遵守すべきプールの維持管理基準等は下記のとおりとする。

1 総則

遊泳者等が快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を第7条の水質基準で定める状態に常に維持するとともに、プール設備及び付帯設備を常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。また、維持管理を適切に行うことにより貴重な水資源を効率的に利用するとともに、省エネルギーについても配慮することが望ましい。

プール水の水質の維持等プールの維持管理上必要な事項について利用者に理解と協力を求めること。利用者数はプール浄化能力等に見合ったものとし、施設内の衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置をとること。

2 管理責任者等の配置

開設者は、管理責任者（管理責任者は、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とするよう努めること。）を置くこと。また、開設者は、衛生管理者（衛生管理者は、公的な機関や公益法人の実施するプールの施設及び衛生及びに関する講習会を受講し、これらに関する資格を取得した者とするよう努めること。）を置くこと。

なお、プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者とを同一の者が兼ねることとしても差し支えないこと。

3 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を第7条第1項の水質基準に定める水質に保つこと。また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。
- (3) プール水の温度は、原則として22°C以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。
- (4) プール水の水質検査は、定期的に行うこと。利用者が多数である場合や汚染負荷量が

大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

(5) (4)の水質検査の結果が、第7条第1項に適合していない場合には、以下の措置を講ずること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌数又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。一般細菌数及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合は、遊泳を一時中止等適切に対応し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上とすること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、当該検体の採取時点の残留塩素濃度を検証し、0.4mg/L以上あった場合は、大腸菌の由来等を検証し、原因の改善に必要な措置を講じること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替えるものとする。この場合において二酸化塩素濃度が0.4mg/Lを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1.2mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(6) 水質検査の試料採水地点は、矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とすること。

4 プール設備及び付帯設備の維持管理

(1) プール水の浄化を、一度にプール水の全量を排水しその後水を張ることにより行ういわゆる入替え式プールにおいては、少なくとも5日に1回、プール水の全量を入れ替えること。なお、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。また、全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めること。

(2) 季節プールにおいては、使用開始前及び使用終了後、十分な清掃、設備の点検及び整備を行うこと。また、年間を通じて使用するプールにあっては、隨時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

(3) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに隨時点検を行うこと。

(4) 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。

(5) 净化設備は原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を隨時行うこと。净化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあっては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うこと等により、浄化設備が正常に稼動していることを確認すること。消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

(6) プール水の循環系統は隨時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合に

は、十分な浄化及び消毒を行うこと。

- (7) シャワー水に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。
- (8) プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。
- (9) 屋内プールについては、屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が0.1%を超えないこと。
また、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上、150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
- (10) 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響など考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- (11) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温がおおむね32°Cを超える設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長)等を参考にして、適切に管理すること。
- (12) プールの使用期間前、全換水時、毎日の利用時間前後及び利用中の定時には、吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で固定されているとともに、配管の取り付け口に吸い込み防止金具が設置されている等、二重構造の安全策が施され、それが確実に確保されていることを確認すること。ただし、排(環)水口が多数あり、且つ個々の排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、そのうちの一つの排(環)水口を利用者の体で塞いだ場合であっても、吸い込み又は吸い付きをおこさない(幼児であっても確実かつ容易に排(環)水口から離れることができる)ことが明らかである等、構造上の瑕疵による吸い込み又は吸い付きの事故の発生の危険性がないものは除く。
- (13) 排(環)水口の確認にあたっては、目視、触診及び打診等により、蓋等が正常な位置にあること、吸い込み防止金具、金網等の欠損・変形がないこと及びそれらを固定しているネジ、ボルト等の固定部品の欠損・変形がなく、それらが堅固に固定されていることなどを点検し、必要に応じて交換するなどの措置を講じること。

5 管理責任者の責務

- (1) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳をさせないこと。
また、単独でプールの利用が困難な者には付添者を求める。
- (2) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
- (3) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- (4) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。
- (5) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。
- (6) 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

6 その他

水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

緊急時の連絡先（病院等）などについて常時備え、点検や管理、緊急時のマニュアルを作成し、従事者へ周知徹底すること。

附 則

この要綱は平成19年7月4日から施行する。

なお、この要綱の施行により、さいたま市プール維持管理指導要綱（平成14年4月1日保健衛生部長決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は平成20年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表

検査項目	頻度及び時期
(1) 遊離残留塩素濃度	毎日使用開始直前及び使用終了直後に測定し、使用中は2時間ごとに1回以上測定すること。
(2) 水素イオン濃度	
(3) 濁度	
(4) 過マンガン酸カリウム消費量	
(5) 大腸菌	毎月1回以上測定すること。ただし、新規にプールを開設する場合、休場後再開する場合、又はプールの構造設備を変更した場合（プール水の水質に影響する可能性があるものに限る。）は、供用開始前にも検査すること。
(6) 一般細菌数	
(7) 総トリハロメタン	毎年1回以上、通年使用又は夏季使用のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期に測定すること。
(8) レジオネラ属菌	毎年1回以上測定すること。

備考

- 1 検査結果は、3年以上保管すること。
- 2 様式第5号により、保健所長あてに報告すること。
- 3 (2)～(6)の結果については、毎月当該月の翌月10日までに、保健所長あてに報告すること。
- 4 (7)、(8)の結果については、検査結果を受理した翌月10日までに、保健所長あてに報告すること。
- 5 (5)、(6)、(8)の結果については、検査結果が基準に適合しない場合、直ちに保健所長あてに報告すること。

様式第1号（第4条関係）

プール開設届

年　　月　　日

(あて先) さいたま市保健所長

開設者 住所
氏名
電話
FAX
法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名

下記のとおりプールを開設したいので、届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 プールの使用開始年月日 年　　月　　日

4 プールの種類 (通年プール ・ 季節プール)
(季節プールの場合) 開設する時期 年　　月　　日 から 年　　月　　日まで

5 料金

6 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者にプールの管理を行わせる場合にあっては、その指定管理者の名称及びその代表者の氏名

7 官公庁等の訓練用その他の特定の用途に使用されるプールにあっては、その用途(訓練用・その他)

8 添付書類

- (1) 主な施設の位置を明らかにする平面図
- (2) 主な施設構造を明らかにする平面図
※排(環)水口の位置を記載すること
- (3) 給水管および排水管の布設状況を明らかにする平面図
- (4) プールの概要(様式第6号)

様式第2号（第4条関係）

プール開設届記載事項変更届

年　　月　　日

(あて先) さいたま市保健所長

プール所在地	
プールの名称	
施設の電話	
開設者	住所
	氏名
	電話
	FAX
法人にあっては、その名称及び所在	
地並びに代表者の氏名	

下記のとおり、プール開設届の記載事項を変更します。

記

1 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更年月日

3 変更理由

4 添付書類（構造設備の変更に係る場合）

(1) 主な施設の位置を明らかにする平面図

(2) 主な施設構造を明らかにする平面図

※排（環）水口の位置を記載すること

(3) 給水管および排水管の布設状況を明らかにする平面図

(4) プールの概要（様式第6号）

様式第3号（第4条関係）

プール休場・再開・廃止届

年 月 日

(あて先) さいたま市保健所長

プール所在地

プールの名称

施設の電話

開設者 住所

氏名

電話

FAX

法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名

下記のとおり、プールを休場・再開・廃止します。

記

1 休場・再開・廃止の年月日

2 休場・再開・廃止の理由

様式第3号の2 (第4条の2関係)

プール開設者地位承継届

年 月 日

(あて先) さいたま市保健所長

承継者 住所
氏名
電話
FAX
法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名

下記のとおり、プール開設者の地位を承継(譲渡・相続・合併・分割)したので届け出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 前開設者の住所 (法人にあっては所在地)

4 前開設者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

5 地位を承継した年月日

疾病等発生報告書

年　　月　　日

(あて先) さいたま市保健所長

プール所在地
プールの名称
施設の電話
開設者 住所
氏名
電話
F A X
法人にあっては、その名称及び所在
地並びに代表者の氏名

事件の種類	疾病の発生 ・ その他
発生年月日	年　月　日　時　分ころ
概　要	
原因とその対応	
備　考	

様式第5号（第5条関係）

プール水水質検査結果報告書

年　月　日

(あて先) さいたま市保健所長

プール所在地

プールの名称

施設の電話

開設者 住所

氏名

電話

FAX

法人にあっては、その名称及び所在
地並びに代表者の氏名

プール等 の名称	検査 年月日	採水地点	水素イオン 濃度	濁度	過マンガン 酸カリウム 消費量	大腸菌	一般 細菌数	総トリ ハロ メタン	レジオ ネラ 属菌

備考

プールの概要（表）

1 概要

施設名称			所在地		
開設者氏名			所在地		
営業の種別	公営・民営・特定用途（訓練用・その他 （指定管理者：）				形態 通年・季節 屋内・屋外
営業時間	時 分～時 分	収容定員	人		
管理責任者	氏 名	選任年月日	資格		
衛生管理者		年月日	有（）・無		

2 付帯設備等

付 帶 設 備	洗い場	足洗場	有（箇所）・無	腰洗場	有（箇所）・無
	シャワー設備	箇所	加温有： 個、加温無： 個	使用水	
	洗面設備等	水栓： 個	湯栓： 個	洗眼器： 個	
		洗面等の使用水	水道水・井戸水・その他（）		
	便所	男 大 個	小 個	手洗い	個
		女 大 個		手洗い	個
		多目的 大 個		手洗い	個
	更衣室	面積	床の構造	衣類容器（ロッカー）	下足箱
		男 m ²		個	個
		女 m ²		個	個
	採暖槽	無・有（℃）	気泡発生装置	有・無	設置場所
		消毒設備	有（消毒剤、方法：）・無		
		浄化設備	有（方法：）・無		
	採暖室	無・有（℃）	内容：	設置場所	
その他の設備	救命用具	内 容		設置場所	
	AED	内 容		設置場所	
	監視員等	監視員数	人	救護員数	人
備考					

プールの概要（裏）

3 プール名：

（プールが複数ある場合はプール毎に作成して下さい）

プ ー ル 設 備	床の構造材質		本体 (FRP・コンクリート・タイル・) プールサイド (コンクリート・タイル・)						深さ表示	無・有 箇所		
	面積・深さ・容積		縦	m	横	m	最深	m	最浅	m	容積	m ³
	プール使用水		水道水・井戸水・その他 ()					温度調節		有 (°C) ・無		
	消毒設備					消毒剤				ろ過補助剤	有 () ・無	
	浄化設備		ろ過方式：砂・珪藻土・カートリッジ						能力			
			その他 (メーカー：)						ろ材			
	オーバーフロー 水の再利用		無・有	消毒設備	有 (消毒剤、方法：) ・無							
				消毒剤	有 (方法：) ・無							
換気設備		機械 (換気扇・空調機) 、自然 (開閉自由な窓方向)										
照明設備		蛍光灯 白熱灯 ハロゲン その他 () ルクス										
排 (環) 水 口	場 所		吸込口の直径 又は寸法 (cm)	吸い込み 防止金具	金網・格子蓋等			固定金具				
	①			有・無		×						
	②			有・無		×						
	③			有・無		×						
	④			有・無		×						
	⑤			有・無		×						
	⑥			有・無		×						
循 環 ろ 過 系 統 図	プール水入口、出口、補給水、排水、ろ過器、ポンプ、熱交換機、消毒設備等の系統の概要図（別紙可） (夜間稼働：有・無)											
備 考												